

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省）

制 度 名	中小企業者等の法人税率の引下げ		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>法人税率の引下げ又は中小企業者等の法人税の軽減税率の引下げが行われる場合において、農業協同組合等についても事業協同組合と同様の措置が講じられるよう配慮すること。</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 一百万円 (- 一百万円)

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用件数見込み 平成23年度 708件（全国の総合農協等（信用・共済・経済連等含む）の推計）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	農協等は組合員のために最大奉仕をすることを目的としており、農協等に対する支援の効果は広く組合員に波及する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	協同組合等の事業分量配当の損金算入
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		農業協同組合等についての法人税の軽減をすることにより、事業の継続に必要な最低限の内部留保が確保されるとともに、配当コストを軽減することでその効果は出資者である農家組合員等に波及し経営の安定に寄与することとなる。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成21年度実績</p> <p>件数 643件（全国の総合農協等（信用・共済・経済連等含む）775のうち所得が発生している件数）</p> <p>法人税額 150,583百万円</p> <p>うち農協系統組織の800万円までの所得に対する法人税額 921百万円</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>事業年度の所得の金額が800万円以下の組合の場合、税率22%から18%への引下げに伴い法人税が32万円軽減され、客観的に資金繰りの改善等の効果が生ずる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	<p>—</p>